

記載例 4

設置届 特定施設 71 の 5 (トリクロロエチレンによる洗浄施設)  
有害物質貯蔵指定施設

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設 71 の 5 (トリクロロエチレンによる洗浄施設)</li> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設 (トリクロロエチレンを貯蔵するタンク)</li> <li>・ 合流式下水道区域であり、特定事業場から公共用水域 (河川) への水の排出はない</li> <li>・ トリクロロエチレンを含む廃液はタンクで貯蔵し、産業廃棄物として委託処理する</li> <li>・ 日平均排水量 12 m<sup>3</sup></li> </ul>			

注：分流式下水道へ放流している場合は、この例と添付すべき書類等が異なる。

対象施設	設置届			使用 法第 6	有害物質貯蔵指定施設	
	法第 1 項 特定施設	法第 5 条第 3 項 有害物質使用特定施設	法第 5 条第 3 項 有害物質貯蔵指定施設			
特定施設 有害物質使用特定施設に該当しない 特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場	有害物質貯蔵指定施設 有害物質貯蔵指定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場			
様式第 1	○	○	○	○	○	
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください 変更に係る部分を添付してください	
別紙 1 の 2	—	○	—	—		
別紙 2	○	○	—	—		
別紙 3	○	○	—	—		
別紙 4	○	○	—	—		
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—		
別紙 6	○	○	—	—		
別紙 12	—	—	○	○		
別紙 13	—	—	○	○		
別紙 14	—	—	○	○		
別紙 15	—	—	○	○		
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 ・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図) ・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの) ・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの) ・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの ・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS) ・ 排水処理施設の設計計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの) ・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの)					

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 ~~(使用、変更)~~ 届出書

(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名  
(個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301  
さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
○○○○株式会社  
代表取締役 埼玉 太郎  
( 048-xxx-xxx )

届出者

特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 ~~(第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条)~~ の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第 5 条第 1 項関係	△特定施設の構造	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
	△特定施設の使用の方法		
	△汚水等の処理の方法		
	△排水水の汚染状態及び量		
	△排水水の排水系統別の汚染状態及び量		
	△排水水に係る用水及び排水の系統		
第 5 条第 2 項関係	有害物質使用特定施設の種別		
	△有害物質使用特定施設の構造		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法		
	△汚水等の処理の方法		
	△特定地下浸透水の浸透の方法		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		

様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 5 項	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用	別紙14のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用、使用される有害排水の系 統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

有害物質使用特定施設  
有害物質貯蔵指定施設に  
該当するかどうかチェックする。

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙12

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の構造

工場又は事業場における施設番号	特定施設 1 (トリクロロエチレン洗浄施設)	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (71の5 トリクロロエチレンによる洗浄施設)	有害物質貯蔵指定施設
型 式	型式〇〇-〇〇	型式××-××
構 造	ステンレス製	ステンレス製
主 要 寸 法	縦 × 横 × 高さ 1,000 × 2,000 × 500 (mm)	縦 × 横 × 高さ 1,500 × 1,500 × 1,000 (mm)
能 力	500 回 / 日 (1回=1バスケット)	貯蔵量 2.25 m <sup>3</sup>
場内配置図を添付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)</li> </ul>	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
床 面 及 び 周 囲	ステンレス製 防液堤：縦 5m×横 5m×高さ 10cm 詳細は別添〇〇のとおり	ステンレス製 防液堤：縦 1.8m×横 1.8m×高さ 1m 詳細は別添〇〇のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	令和 3 年 9 月 1 日
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	令和 3 年 9 月 20 日
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日

構造図等を添付する。

場内配置図を添付する。

法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明確になるように記載する。  
(必要に応じて構造図等を添付)

設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。

備考 配置図欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

・「地上に設置された配管等」  
・「地下に設置された配管等（トレンチの有無）」  
・「排水溝等」  
・「地下貯蔵施設」によって、  
遵守すべき基準が異なるので、明確に区別して記載する。

別紙13

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	特定施設 1 (トリクロロエチレン洗浄施設)	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (71の5 トリクロロエチレンによる洗浄施設)	有害物質貯蔵指定施設
設 備	地上配管、バルブ	地上配管、バルブ
構 造	地上配管：ステンレス鋼 バルブ：ステンレス鋼 詳細は別添〇〇のとおり	地上配管：ステンレス鋼 バルブ：ステンレス鋼 詳細は別添〇〇のとおり
主 要 寸 法	地上配管：Φ5mm×2m バルブ：1 か所 詳細は別添〇〇のとおり	地上配管：Φ5mm×2m バルブ：1 か所 詳細は別添〇〇のとおり
配 置	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	令和 3 年 9 月 1 日
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	令和 3 年 9 月 20 日
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日
その他参考となるべき事項		

構造図等を添付する。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 13 には、有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の「付帯設備等」の構造等を記載する。法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明確になるように記載する。

別紙14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	特定施設 1 (トリクロロエチレン洗浄施設)	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (71の5 トリクロロエチレンによる洗浄施設)	有害物質貯蔵指定施設
	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
	別添「操業の系統」のとおり	18L 可搬容器に移し、手動で 廃液タンクに移送し、貯蔵
使用時間間隔	9:00~17:00 (連続)	1月に1回
1日当たりの使用時間	8時間	1回につき30分
	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	トリクロロエチレン 洗浄槽で4L/日使用 (揮発分の補充のみ)	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		トリクロロエチレン
その他参考となるべき事項	循環使用のため、排水は基本的でない。 トリクロロエチレンは月に1回全量交換 廃液は貯蔵指定施設 1 に貯蔵。	貯蔵された廃液は 半年に1回程度、処分委託

貯蔵施設については、  
貯蔵作業に係る時間等を記載する。

特定施設の場合のみ記載する。

貯蔵指定施設の場合のみ記載する。

貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

(有害物質使用特定施設) 用水及び排水の系統を記載する。  
(有害物質貯蔵指定施設) 搬入及び搬出の系統を記載する。

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)

1. 有害物質使用特定施設 用水及び排水の系統  
上水道 → トイレ等 → 流域下水道 (合流式) へ  
生活用水 12m<sup>3</sup>  
(特定施設は用水及び排水の系統に接続されていない)

2. 有害物質貯蔵指定施設 搬入及び搬出の系統  
メーカーからトリクロロエチレン一斗缶で購入  
(有害物質貯蔵指定施設には該当しない)  
↓ 定期的に補充  
トリクロロエチレン洗浄施設 (特定施設 1) で使用  
↓ 1月に1度程度引き抜き  
↓ 18L可搬容器に移し、手で廃液タンクへ移送  
廃液タンク 1 (有害物質貯蔵指定施設) で貯蔵  
↓ 半年に1度程度  
産業廃棄物として処理委託・搬出

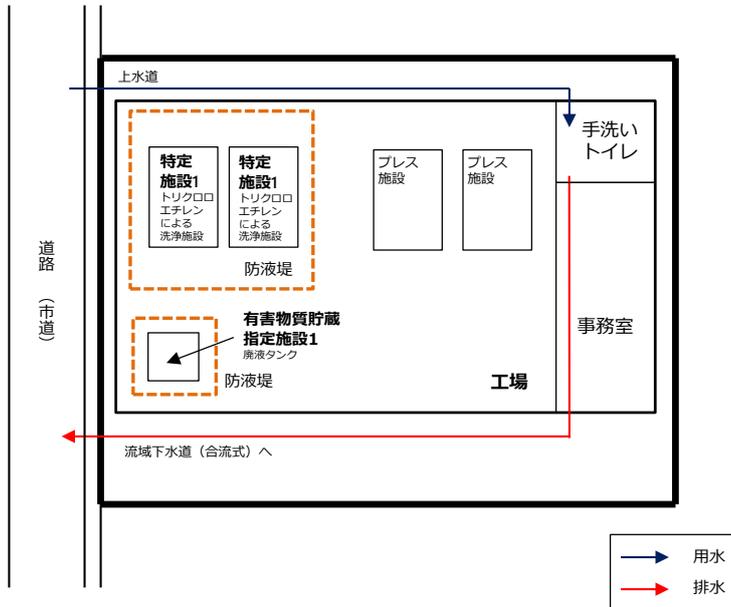
用途	使用水	用水使用量 (m <sup>3</sup> /日)
生活用水	上水道	12

工場又は事業場内での移送方法等 (配管、手動移送等) についても記載  
配管等がある場合は、別添図等に  
その位置等を記載する。

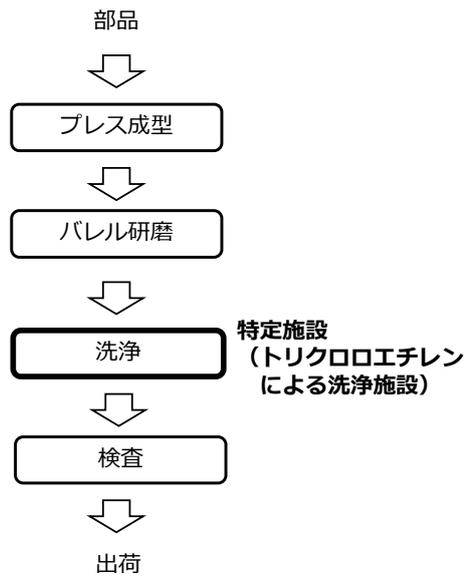
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別水使用量の欄には記載しないこと。

有害物質貯蔵指定施設の場合は記載不要。

別添図1 工場内配置図



別添 操業の系統



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。